

令和6年（行ウ）第62号 行政文書不開示処分取消等請求事件（第1事件）

令和6年（行ウ）第63号 保有個人情報不開示処分取消等請求事件（第2事件）

準備書面（9）要旨 —被告準備書面（8）「第2」に対する反論等—

2025年12月19日

東京地方裁判所民事第38部B2係 御中

第1事件及び第2事件原告ら訴訟代理人

弁護士 三宅 千晶

準備書面（9）では、被告準備書面（8）等における一部不開示決定に関する被告の主張に対して反論を行うとともに、一部不開示決定に関する各書証に基づき、文書の不存在を理由とする全部不開示決定に対する主張と国家賠償請求に関する主張を行なっています。

1 情報単位論について

まず、被告は、本件情報AとBが一体となって初めて意味を持つ「不可分一体」の情報であり、細分化できないと主張しています。被告はその根拠として、準備書面（8）に至り、初めて「本件情報B」には「本件情報A」に記載された記号に対応する記号が記載されているという、新たな事実を主張してきました。

しかし、被告はこれ以前の準備書面において、両情報が共通の要素を持つなどと一度たりとも主張したことはありませんでした。この新たな主張は、裁判所が文書の現物を審査できないインカメラ審査不能という状況を奇貨とした、真実と異なる主張であるとの極めて強い疑いを抱かざるを得ません。

そもそも、情報単位の区切り方が合理的であることの主張立証責任は、被告側に

あります。それにもかかわらず、被告は「一体となって初めて意味を持つ」と飛躍的な論理を展開するのみで、林道晴裁判官ら補足意見が指摘するような文書の体裁や性質等に照らした合理的な根拠を一切示していません。情報審査会の答申は、すでに両情報が「への説明資料」によって区分可能だと判断しています。合理的な根拠なき「不可分一体論」は排斥されるべきであり、「本件情報 A」と「本件情報 B」は区別可能な情報として、個別に不開示事由該当性を判断しなければなりません。

2 「本件情報 B」の有意性について

次に、被告は、「本件情報 B」がせいぜい1文字程度であることから、「有意な情報」ではないと主張します。

しかし、1文字程度の情報であっても、例えば「㊟」といった記号であれば、それ自体が秘密性を示す有意な情報となります。

さらに、もし「本件情報 B」に「4」「5」などの数字が記載されていた場合、それは現在開示されている文書以外に、さらに別の文書が存在することを明らかにする情報となり、その意味で極めて有意な情報となります。

被告は、情報の有意性は客観的に判断されるべきとしながら、客観的判断に足る事情を何ら主張立証していません。結局、被告の「有意な情報ではない」という断定は、客観性を欠いた一方的な強弁であり、到底受け入れられません。

3 「説明を受けた者」（特定の官職にある職員）が記載された部分の不開示決定の違法性

また、被告は、本件各一部不開示決定が適法であることの根拠として、これまで、「本件情報 A」などに記載された「説明を受けた者」（特定の官職にある職員）の開示が、公正・円滑な任命行為の確保に支障を生じさせる「おそれ」があるとして不開示としています。

ところが、この「おそれ」は、被告準備書面（8）における被告自身の主張により、既に主張によって消失しています。

まず、被告は、「菅内閣総理大臣」が任命権者として判断し、「杉田内閣官房副

長官」が総合調整事務として相談を受けたとして、令和2年改選に関与した特定の官職にある者の一部を、既に自ら明らかにしました。

さらに、被告は「内閣府大臣官房における検討や打合せ等を行われていない」「日本学術会議事務局は会員任命事務を所掌しない」とも主張しており、この主張を前提とすれば、「政府内での説明」を受ける可能性のある者は、菅総理と杉田副長官より他に存在しないこととなります。

すなわち、関与した特定の官職にある者（＝説明を受けた者）の全てが、被告自身によって既に公開されていると推認されます。

そうである以上、当該部分を開示したとしても、被告が主張する「働き掛けを試みる者がより効果的にこれを行うことを可能とする」という「おそれ」は既に生じようがなく、開示による因果関係は完全に遮断されています。

したがって、当該部分を不開示とした処分は、不開示事由を欠く違法な決定です。

4 「会員候補者の氏名及び肩書き」が記載された部分の不開示決定の違法性

さらに被告は、本件処分10の不開示部分の一部には、「会員候補者の氏名及び肩書き」が記載されていると主張し、この部分を開示すれば、「推薦の過程で取り沙汰された者と推察されるおそれ」が生じるとしています。

しかしながら、任命拒否された6名の「氏名及び肩書き」は、既に被告が自ら開示した複数の文書によって、世間に広く明らかになっています。

情報が既に公開されている以上、改めて当該部分を開示したとしても、「推察されるおそれ」は生じようがなく、不開示事由発生との因果関係は存在しません。

したがって、本件処分10のうち、「会員候補者の氏名及び肩書き」が記載されている部分を不開示とした決定は違法です。

5 一部不開示決定に関する各書証に基づく、文書の不存在を理由とする全部不開示決定に対する主張と国家賠償請求に関する主張

さらに、被告の主張は、令和2年改選の意思決定過程において、重大な公文書管理法違反が存在する可能性を示唆しています。

まず、被告は、「内閣総理大臣が直接判断し、内閣府大臣官房での検討や打合せは一切行われていない」と主張します。

他方、被告は同時に、内閣府大臣官房（人事課）が、総理の最終判断（9月22日または23日）以前に、甲A66号証ないし甲A68号証等の文書を作成し、これに基づき内閣府大臣官房内部で「説明」を行ったことを認めています。

この「説明」は、「内閣府大臣官房における検討や打合せ等」に含まれる行為であり、被告の主張は重要な部分で明らかな矛盾を来しています。

さらに、甲A67号証等には、任命されなかった6名の氏名等が記載されていますが、日本学術会議が交付した名簿には、この選別情報が付されていません。これは、内閣府大臣官房の内部の者が、任命されなかった6名を選別・特定する作業を行ったことを意味します。

結局この6名の選別・特定・判断は、単なる事務補助ではありません。任命プロセスにおける中核的かつ実質的な判断行為です。そうである以上、6名の選別・特定・判断に関与した内閣府大臣官房の職員には、公文書管理法4条および5条に基づき、その判断過程および内容を跡付け・検証可能とする行政文書を作成・保存すべき法的義務があります。

それにもかかわらず、「文書の作成方法に係る記録は残されていない」とする被告の主張は、この法的義務に明白に反するものです。仮に、真実、当該判断過程を検証可能な行政文書を作成・保存していないのであれば、かかる処理は、任命過程の公正性・透明性・検証可能性を根底から否定する公文書管理法に明白に反する違法な行政行為（不作為）であり、国家賠償法上の違法な行為に該当します。

6 本件各一部不開示決定に関する求釈明

最後に、原告は、このような文書作成義務違反や国家賠償請求に関する主張を補充し、任命過程の全容を明らかにするため、準備書面（9）記載の事項について、被告に対し、具体的な事実関係の開示を求めます。

以上